

生活困窮者自立支援金（再支給）チェックリスト

1. 自立支援金（初回）終了要件（いずれかに該当）

- 自立支援金（初回）の支給がすでに終了している
- 申請日の属する月が自立支援金（初回）の支給の最終月である

2. 自立支援金（初回）活動等要件（すべてに該当）

- 自立支援金（初回）の受給中に、支給を中止されていない
（常用就職に伴う収入が基準額を超えた場合、生活保護費又は職業訓練受講給付金を受給した場合による中止を除く）
- 自立支援金（初回）の受給中に、正当な理由なく求職活動等及びその状況報告を怠っていない

3. 生計維持要件（必ず該当）

- 世帯の生計を主として維持している

4. 収入要件（必ず該当）

- 申請日の属する月における世帯全員の合計収入が次の額以下である
（臨時的給付を除き、給与、賃金、年金、公的給付等を含む）
1人世帯：11.4万円 2人世帯：15.8万円 3人世帯：18.7万円
4人世帯：22.2万円 5人世帯：25.6万円 6人世帯：29.2万円
7人世帯：33.1万円

5. 資産要件（必ず該当）

- 申請日における世帯全員の合計金融資産額が次の額以下である
1人世帯：46.8万円 2人世帯：69.0万円
3人世帯：84.0万円 4人世帯以上：100.0万円

6. 求職活動要件（いずれかに該当）

- 公共職業安定所又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介窓口で求職の申込みをし、期間の定めのない労働契約または6月以上の労働契約による就職を目指し、下記の求職活動を行う（副業も可）
 - ・月に1回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける
 - ・月に1回以上、公共職業安定所又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介窓口で職業相談等を受ける
 - ・原則月1回以上、求人先へ応募を行い、または求人先の面接を受ける
- 生活保護を申請し、当該申請に係る処分が行われていない

7. その他の要件（すべてに該当）

- 職業訓練受講給付金を申請者及び同一世帯に属する人が受けていない
- 生活保護を申請者及び同一世帯に属する人が受給していない
- 偽りその他不正な手段により再貸付又は初回貸付等の申請を行っていない
- 申請者及び同一世帯に属する人が暴力団員ではない